

平成 29 年度 研究生案内

◎案内項目

平成 29 年度 研究生案内では、以下の項目について案内しております。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 入学資格 | 5 研究期間の延長 |
| 2 種別 | 5-1 願書受付期間 |
| 3 研究期間 | 5-2 出願手続 |
| 4 入学（平成 29 年度） | 5-3 研究期間延長の辞退 |
| 4-1 入学の時期 | 6 授業料（平成 29 年度） |
| 4-2 平成 29 年度 入学願書受付期間 | 7 その他の手続き（講座変更等） |
| 4-3 出願手続 | 8 退学 |
| 4-4 平成 29 年度 入学手続 | 9 担当事務連絡先 |
| 4-5 入学の辞退 | 10 その他 |
| | (1) 郵便物 (2) 診療従事許可 |
| | (3) パスカードの申請(車利用の方へ) |

1 入学資格

入学資格は、次表のとおりです。

大学院 研究生	医歯学総合研究科（1）医学部医学科・歯学部歯学科又は他の6年制大学を卒業した者 （2）前記と同等以上の学力があると認められる者
------------	--

※学部研究生については、医学教務係（内線：8067）までお問い合わせください。

2 種別

研究生の種別は、一週（月～金）当たりの登校日数によって次表のとおり2種類に分けられます。

大学院 研究生	部内 研究生	週5日以上、総合研究科（※注1）において研究に従事する者
大学院 研究生	部外 研究生	週5日未満、総合研究科（※注1）において研究に従事する者

※注1：研究生のうち、診療従事許可を受け、本学附属病院で研究（研修）する場合を含む。

3 研究期間

平成 29 年度に入学する研究生の研究期間は、平成 30 年 3 月 31 日までです。

ただし、引き続き研究期間の延長を希望する者は、医歯学総合研究科長の許可を得て、研究期間を延長することができます。

4 入学（平成 29 年度）

4-1 入学の時期

医歯学総合研究科研究生の入学の時期は、4月1日、10月1日です。

なお、上記以外の時期に入学を希望する場合は、相談に応じます。

4-2 平成29年度 入学願書受付期間

入学の時期	入学願書受付期間
平成29年 4月1日	平成29年 2月 1日(水) ~ 8日(水)
平成29年10月1日	平成29年 8月 1日(火) ~ 8日(火)

* 期間中、各日午前9時から午後4時まで受け付けます。(土日祝日は除く)

* 上記期間は変更になることもあります。

4-3 出願手続

次の書類を取り揃え、入学願書受付期間中に学務課医歯学大学院係へ提出してください。

出願書類等	摘 要
① 入学願書	所定の用紙を使用すること。
② 履歴書	所定の用紙を使用すること。
③ 誓約書	所定の用紙を使用すること。
④ 推薦書	所定の用紙により、受入予定の指導教員が発行したもの。
⑤ 最終学歴の 卒業・修了証明書	本学部(研究科)出身者は不要。 卒業(修了)証書の写しでも可とする。(A4判に縮小拡大すること)
⑥ 入学検定料	9,800円(所定の振込書にて郵便局から振込み後、郵便振替払込受付証明書(お客さま用)を添えて出願すること)
⑦ 承諾書	所定の用紙により、勤務先の所属長が発行したもの。(有職者のみ)
⑧ 研究生カード	所定の用紙を使用すること。
⑨ 住民票の写し又はパスポートの写し	外国人のみ提出。
⑩ 学位取得証明書	学位取得者のみ提出。(本研究科出身者は不要)

※いかなる場合でも、一度受理した書類を返還することはできません。

4-4 平成29年度 入学手続

受入れが承認されましたら、下記の納付期間内に入学料を所定の振込書にて郵便局から振込み後、郵便振替払込受付証明書(お客さま用)を学務課医歯学大学院係へ提出してください。

入学日	入学料	納 付 期 間
4月1日	84,600円	平成29年 3月 8日(水) ~ 10日(金)
10月1日	84,600円	平成29年 9月 13日(水) ~ 15日(金)

* 期間中、各日午前9時から午後4時まで受け付けます。(土日祝日は除く)

4-5 入学の辞退

都合により入学を辞退する場合は、入学料納付期日前までに、所定の入学辞退届を学務課医歯学大学院係へ提出してください。

なお、入学料納付後の入学辞退の場合は、入学料の返還はできません。

5 研究期間の延長

5-1 願書受付期間

①年度を越える研究期間の延長を希望する場合(平成29年度)

平成29年 2月 1日(水) ~ 8日(水)

※ 期間中、各日午前9時から午後4時まで受け付けます。(土日は除く)

②上記以外の期間に、研究期間の延長を希望する場合

許可された研究期間が切れる1ヶ月前までに出願手続を行う必要があります。

学務課医歯学大学院係へご相談ください。

5-2 出願手続

次の書類を取り揃え、願書受付期間中に 学務課医歯学大学院係へ提出してください。

出願書類等	摘 要
① 研究期間延長願	所定の用紙を使用すること。
② 同意書	所定の用紙により、指導教員が発行したもの。
③ 承諾書	所定の用紙により、勤務先の所属長が発行したもの。(有職者のみ)

5-3 研究期間延長の辞退

研究期間延長が承認された後、都合により研究期間延長を辞退する場合は、研究期間終了までに所定の研究期間延長辞退届を学務課医歯学大学院係へ提出してください。

6 授業料 (平成 29 年度)

四半期分ずつ各期口座自動引き落としとなります。

授 業 料	期 間	引き落とし日
89,100円	4 - 6月分	平成29年 4月27日(木)
89,100円	7 - 9月分	平成29年 7月27日(木)
89,100円	10 - 12月分	平成29年10月27日(金)
89,100円	1 - 3月分	平成30年 1月29日(月)

(*月額 29,700円 年額 356,400円)

※新規入学者の最初の授業料に関しては、入学月の翌月27日引き落としとなります。
(引き落とし日が土日と重なった場合、休み明けの月曜日となります。)

7 その他の手続き (講座変更等)

講座や種別等の変更を希望する場合、必ず変更希望日の1ヶ月前までに所定の用紙にて学務課医歯学大学院係へ届け出てください。また、改姓等入学時に届け出た内容と変更が生じる場合、事前に学務課医歯学大学院係へ申し出てください。

8 退学

研究生として在学したまま、教員、医員、医員(研修医)等になることはできません。

研究生在学中に教員、医員、医員(研修医)等へ身分の異動のある時及び一身上の都合により退学しようとする場合は、必ず退学希望日の1ヶ月前までに所定の退学願を学務課医歯学大学院係へ提出してください。(授業料は3ヶ月ごとの引き落としで途中月の退学でも引き落としになった授業料はお返しできませんので、退学日をよく考えた上で提出してください。)

9 担当事務連絡先

研究生に関することは、次表の担当係までお問い合わせください。

研究生一般に関する問い合わせ 及び関係書類の請求先	検定料・入学料・授業料に 関する問い合わせ
鹿児島大学医歯学総合研究科等学務課医歯学大学院係	鹿児島大学財務部経理課収入係
電話 099 (275) 5120	電話 099 (285) 3355
〒890-8544 鹿児島市桜ヶ丘八丁目35-1	〒890-8580 鹿児島市郡元一丁目21-24

10 その他

(1) 郵便物

郵便物等の宛先は、原則として自宅住所にしてください。

やむを得ず所属講座等を宛先とする場合（私的な郵便物は除く。）は、次の事項に留意願います。

- ① 差出人に、必ず所属講座名・研究分野名を明記させること。
- ② 学会誌等は、可能な限り自宅へ郵送させること。
- ③ 研究生を退学した場合には、必ず差出人へ連絡し、送付先の住所変更の手続きを行うこと。

(2) 診療従事許可

必要上、鹿児島大学病院での診療に携わる者は、あらかじめ鹿児島大学病院長の許可を得なければなりません。手続きは、鹿児島大学病院総務課 企画・広報係（内線：6710）で行っておりますので、入学手続き完了後、申請を行ってください。

(3) パスカードの申請（車利用の方へ）

桜ヶ丘キャンパス駐車区域を利用しようとする者は、あらかじめ入構承認申請書を提出し、承認を得なければなりません。承認後、パスカードを購入することができます。（月額800円×在籍月）

希望者は、所定の学生用の入構承認申請書を学務課医歯学大学院係へ提出してください。なお、入学手続きが完了しなければ承認されませんので、ご承知置きください。

※ 桜ヶ丘1丁目～6丁目・8丁目、宇宿1丁目・3丁目～5丁目等近郊にお住まいの方は申請できません。